

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第641号

2014年(平成26年)3月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による支給・認定等の特定保育・教育関連業務についての事務に係るコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)2月24日付けで諮問(第641号)された子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による支給・認定等の特定保育・教育関連業務についての事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国においては、平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』が成立し、今般の社会保障・税一体化改革により消費税が引き上げられること等に伴い、『子ども・子育て支援新制度』(以下、「新制度」という。)を平成27年4月から本格施行することが予定されている。新制度では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に市町村等の責務が明記され、各自治体は子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子育て支援を総合的に取り組むことになる。また、個人情報は取り扱わないものの、各自治体の取組状況に係る統計情報を国に報告することとなり、各自治体においては、国が指定する「全国総合システム」との連携を図るため、国から新たな電子システムを構築することが求められている。

新制度においては、各自治体の実施主体となり子育て施策を実施することとなるため、当市においては、これまでの主な業務である認可保育園の入園相談及び入園決定を行う「保育園入園業務」に加え、幼稚園を含む教育・保育施設の利用、又は家庭的保育事業及び事業所内

保育事業等の保育事業の利用を希望する保護者に対して保育の必要量を認定する「支給認定業務」、認可されている教育・保育施設及び事業の適切な運営が確保され、公費による財政支援の対象となることを確認する「施設及び事業所の確認業務」、教育・保育を提供する施設及び事業に対して、教育・保育に要した費用（以下、「給付費」という。）を支払う「給付費の審査及び支払業務」等の新たな業務を行うこととなる。

現在の業務においては、認可保育園の入園を希望する就学前児童に係る情報を紙媒体で管理し、入園した児童については、「保健福祉総合システム」から住基情報並びに税情報を連携させた保育サブシステム（（1995年7月20日付け答申第41号で承認済み）以下、「現行システム」という。）を活用し、入園管理を行い、その上、保育園を利用した保護者の利用料を管理する「保育料管理業務」についてもコンピュータ処理を行っている。

今後の新制度への移行にあたっては、「保育園入園業務」、「保育料管理業務」のほか、新たな「支給認定業務」、「施設及び事業所の確認業務」を行うとともに、教育・保育を希望する就学前児童の保育の必要量に応じた認定証交付状況及び施設・事業の確認状況等を国に情報提供することになり、保育園の入園管理のみに対応している現行システムでは、迅速な事務処理が行えず市民サービスや行政間の調整に支障をきたすことが想定されるため、新たなシステム処理を行うことが必要になった。新たなシステムとしては、現行システムの後継として「子ども・子育て支援新制度管理システム」（以下、「新システム」という。）の開発・導入を検討しているが、新システムの開発・導入業務を行うにあたり、現行システムにおいて既に実施している「保育園入園業務」のほか、全ての教育・保育を希望する就学前児童を対象とする「支給認定業務」に係る業務を円滑に遂行するため、それらに対応できる「保健福祉総合システム」のサブシステムとしてコンピュータ処理を行うことについて、あらかじめ、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。また、「支給認定業務」において、現在、「保育園入園業務」等で申請者から取得する情報のほか、新たな個人情報を取り扱う可能性があることについて、あわせて諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

現在、事務処理の省力化及び効率化を図るため「保育園入園業務」については、約5,000件の保育所入所児童のコンピュータ処理を行っている。新制度においては、各自治体は就学前児童の保護者の申請に対して、客観的基準により保育の必要量を認定する「支給認定業務」が生じる。これは保育園入園者のみならず、幼稚園入園者等の管理も行うことを意味しており、当市の就学前児童数を鑑みると、この「支給認定業務」は約15,000件に増えることが見込まれる。さらに、認定する際には、保育の必要性に応じた認定証を交付することになるが、国が示す利用手順では、「保護者による保育の必要性の認

定申請」,「保護者の保育施設利用申込」を同時に手続きすることが可能とされている。そのため、保育園等の入所申込期間に認定申請が集中することが想定され、また保護者の認定申請日より認定証の交付までが30日以内と定められていることから、これら一連の事務処理を行う上では膨大な件数を正確に処理することに加え、迅速な市民対応も求められる。したがって、この事務の目的を達成するためには、コンピュータ処理が必要不可欠であると考ええる。

なお、新システムを導入するにあたっては、現行システムからのデータ移行やシステムの切り替えを行う必要があるが、システム開発の構築を4月から開始し、データ移行は9月を予定している。

(3) コンピュータ処理する個人情報項目

ア 現行システムで既にコンピュータ処理しており新システムに移行してコンピュータ処理する個人情報

(1995年7月20日付答申第41号で承認済)

(7) 基本情報

申請する子どもの氏名(読み仮名)、住所、生年月日、性別
保護者の氏名(読み仮名)、住所、生年月日、性別、連絡先、
保護者を含む同一世帯の構成員、生年月日、性別、子どもとの
続柄、就労等の状況

申請する子どもの兄弟の入所、通所、通学状況

保育を希望する理由、家庭の状況

(イ) 利用者負担

特別徴収税額証明書等の情報、生活保護の適用

市町村民税課税情報、世帯情報

(ウ) 収納金

利用者負担額

納入告知書

収納状況

納付書

利用者負担金の滞納確認及び整理簿

督促及び催告処理状況

延滞金等の処理状況

督促等に係る交渉経過記録

イ 新システムにおいて新たにコンピュータ処理する個人情報(本人収集)

(7) 基本情報

申請者の子どもと別居している祖父母の住所

子どもの障がいの有無、健康状態(乳幼児検診受診結果情報)

(イ) 雇用証明

保護者等の勤務先名、就労実績、単身赴任の有無、給与形態、予定を含む産育休または育児短時間の取得状況

自営業者による事業者証明情報

(ウ) 利用調整

入所選考資料（リスト）

(エ) 利用者負担

市民税賦課期日（1月1日）時点の保護者住所

(オ) 運営者

代表者の生年月日、年齢、住所、連絡先（電話番号、FAX番号）

(カ) 施設及び事業所

施設長の生年月日、年齢、住所、連絡先（電話番号、FAX番号）

教員免許若しくは保育士資格若しくは施設長要件の有無

給付費振込口座情報

(キ) 給付

各施設若しくは事業所からの請求に係る利用者情報

(ク) 収納金

児童手当からの特別（申し出による）徴収

(ケ) 施設及び事業所

職員の状況（職種、経験年数、勤続年数、雇用形態）

※施設代表者以外は本人同意を得て施設から収集

(4) コンピュータ処理件数

就学前児童 約15,000件

（本市就学前児童約23,000人のうち教育・保育施設の利用、又は家庭的保育事業及び事業所内保育事業等の保育事業の利用を希望する児童数）

(5) コンピュータ処理の内容と安全対策

現行システムから新システムへのデータ移行については、庁内サーバ室内で外部媒体を経由させずに行い、外部への個人情報の出力を防止する。サーバ室への入室に関しては、指紋認証により制限されており、開発業者においては、指紋登録を特定の作業員のみ限定することで入室を制限する。

新システム及び現行システムについては、非公開系ネットワークであり、外部との接続を行わないため外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止する。新システムの利用は業務を担当する職員のみ限定し、個人単位でID及びパスワードを設定するとともに操作履歴を残すことで利用者の管理をする。

委託業者に課す安全対策としては、原則としてデータを取り扱う作業については庁内で行い、外部への個人情報の出力を防ぐ。作業に支障があり、データを外部媒体に複製し持ち出す必要がある場合には、情報の無断持ち出しの禁止を徹底させ、特定の業者による施錠ができる特定の場所での作業のみを許可することで情報の流出を防ぐ。また、紛失・損傷・焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備させ、本契約が終了したときには速やかに返還させる。なお、新システムの開発を委託する業者、データ移行後の保守業者の選定については、プライバシーマークの認定を条件とする。

また、新システムの運用に際しては「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」及び「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員および事業者は遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施年月日

平成26年3月13日以降

(7) 提出資料

- ア 資料1 新システム全体図
- イ 資料2 子ども・子育て支援法（抜粋）
- ウ 資料3 子ども・子育て支援新制度管理システム導入スケジュール表
- エ 資料4 子ども・子育て会議資料（内閣府会議資料抜粋）
- オ 資料5 支給認定申請書（内閣府案）
- カ 資料6 確認申請書（内閣府案）
- キ 資料7 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程
- ク 資料8 藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱
- ケ 資料9 藤沢市保健福祉総合システム取扱要領
- コ 資料10 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- サ 資料11 藤沢市子ども・子育て支援新制度管理システム開発業務委託仕様書
- シ 資料12 藤沢市子ども・子育て支援新制度管理システム詳細機能一覧表
- ス 資料13 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

現在、事務処理の省力化及び効率化を図るため「保育園入園業務」については、約5,000件の保育所入所児童のコンピュータ処理を行っている。新制度においては、各自治体は就学前児童の保護者の申請に対して、客観的基準により保育の必要量を認定する「支給認定業務」が生じる。これは保育園入園者のみならず、幼稚園入園者等の管理も行うことを意味しており、当市の就学前児童数を鑑みると、この「支給認定業務」は約15,000件に増えることが見込まれる。さらに、認定する際には、保育の必要性に応じた認定証を交付することになるが、国が示す利用手順では、「保護者による保育の必要性の認

定申請」,「保護者の保育施設利用申込」を同時に手続きすることが可能とされている。そのため,保育園等の入所申込期間に認定申請が集中することが想定され,また保護者の認定申請日より認定証の交付までが30日以内と定められていることから,これら一連の事務処理を行う上では膨大な件数を正確に処理することに加え,迅速な市民対応も求められる。したがって,この事務の目的を達成するためには,コンピュータ処理が必要不可欠であると考える。

(2) 安全対策について

実施機関では,次の安全対策を講じている。

ア 現行システムから新システムへのデータ移行について

庁内サーバ室内で外部媒体を経由させずに行い,外部への個人情報出力を防止する。

サーバ室への入室に関しては,指紋認証により制限されており,開発業者においては,指紋登録を特定の作業員のみ限定することで入室を制限する。

イ 新システム及び現行システムについて

非公開系ネットワークであり,外部との接続を行わないため外部からのアクセスを許可せず,個人情報の漏洩について防止する。新システムの利用は業務を担当する職員のみ限定し,個人単位でID及びパスワードを設定するとともに操作履歴を残すことで利用者の管理をする。

ウ 委託業者に課す安全対策

原則としてデータを取り扱う作業については庁内で行い,外部への個人情報の出力を防ぐ。作業に支障があり,データを外部媒体に複製し持ち出す必要がある場合には,情報の無断持ち出しの禁止を徹底させ,特定の業者による施錠ができる特定の場所での作業のみを許可することで情報の流出を防ぐ。また,紛失・損傷・焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備させ,本契約が終了したときには速やかに返還させる。なお,新システムの開発を委託する業者,データ移行後の保守業者の選定については,プライバシーマークの認定を条件とする。

エ 日常的な安全対策

新システムの運用に際しては「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」及び「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を,個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」,「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」,「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び,「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員および事業者は遵守し,個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより,コンピュータ処理を行うことは適当である

と認められる。

以 上